

保振総務16第51号  
平成17年1月19日

委 員 各 位

株式会社 証券保管振替機構  
業 務 委 員 会  
委員長 中 村 昭 彦

### 業 務 委 員 会 の 書 面 開 催 に つ い て

下記議題につき、書面により業務委員会を開催いたします。

#### 記

#### 1. 議 題

- (1) 商業登記法の改正に伴う「短期社債等に関する業務規程」等の一部改正について
- (2) 商業登記法の改正に伴う「業務規程施行規則」の一部改正について

#### 2. 内 容

- (1) 商業登記法の改正に伴う「短期社債等に関する業務規程」等の一部改正について  
新不動産登記法(平成16年法律第123号)の施行(平成17年3月7日)に併せて施行される「不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)」により、商業登記法(昭和38年法律第125号)が一部改正され、「登記簿の謄本又は抄本」が「登記事項証明書」に整理されたことから、「短期社債等に関する業務規程」等について所要の改正をしたいと考えております(資料1、参考参照)。
- (2) 商業登記法の改正に伴う業務規程施行規則の一部改正について  
前項と同様の事由により、「業務規程施行規則」についても所要の改正をしたいと考えております(資料2参照)。

大変お忙しいところ恐縮ですが、本年1月26日(水)正午までにこの内容について何か御意見等ございましたら、メール等にて下記連絡先までお寄せいただければと存じます。この内容につき頂戴した御意見等につきましては、当方で取りまとめ、本年1月28日(金)に開催されます取締役会に御報告させていただきます。

以上

(連絡先) 株式会社 証券保管振替機構

経営企画部 藤田

電話 03 - 3661 - 0295

FAX 03 - 3661 - 2810

e-mail h-fujita@jasdec.com

## 商業登記法の改正に伴う短期社債等に関する 業務規程等の一部改正について（案）

### 1．改正趣旨

最近における高度情報化社会の進展にかんがみ、不動産登記についてその正確性を確保しつつ利便性の一層の向上を図るため、電子情報処理組織を使用する方法による申請を可能にし、申請手続に関する規定を見直し、磁気ディスクをもって調製された登記簿に登記を行う制度とする等の必要により、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）が先の通常国会において可決・成立し、平成 17 年 3 月 7 日から施行される。

これに併せて、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 124 号）も施行され、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）の一部改正において、「登記簿の謄本又は抄本」が「登記事項証明書」に整理されたことから、短期社債等に関する業務規程及び短期社債等に関する業務規程施行規則につき、所要の整備を行うこととする。

### 2．改正概要

#### 商業登記法の改正に伴う整理

当機構の短期社債等に関する業務規程及び短期社債等に関する業務規程施行規則において、「登記簿の謄本又は抄本」と規定している文言を、「登記事項証明書」と改正することとする。

（備考）

短期社債等に関する業務規程第 16 条等、短期社債等に関する業務規程施行規則第 4 条

### 3．施行日

平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

以 上

短期社債等に関する業務規程の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>（機構加入者口座の開設）</p> <p>第 16 条 （略）</p> <p>2 機構加入者口座の開設を受けようとする者は、機構に対し、当該者の<u>登記事項証明書</u>その他規則で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（機構加入者口座の開設）</p> <p>第 16 条 （略）</p> <p>2 機構加入者口座の開設を受けようとする者は、機構に対し、当該者の<u>登記簿の謄本又は抄本</u>その他規則で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>
<p>（口座管理機関における口座開設の審査）</p> <p>第 24 条 （略）</p> <p>2 口座管理機関に口座の開設を受けようとする者は、当該口座管理機関に対し、当該者の<u>登記事項証明書</u>その他規則で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（口座管理機関における口座開設の審査）</p> <p>第 24 条 （略）</p> <p>2 口座管理機関に口座の開設を受けようとする者は、当該口座管理機関に対し、当該者の<u>登記簿の謄本又は抄本</u>その他規則で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>
<p>（間接口座管理機関の承認）</p> <p>第 27 条 （略）</p> <p>2 前項の申請において、申請者は、機構に対し当該者の<u>登記事項証明書</u>を提出するとともに、振替口座簿を作成し、これを備えること並びにこの規程及びその他規則で定める事項を遵守する旨を契約の内容として記載した書面を承認申請書に添付しなければならない。</p> <p>3～6 （略）</p>	<p>（間接口座管理機関の承認）</p> <p>第 27 条 （略）</p> <p>2 前項の申請において、申請者は、機構に対し当該者の<u>登記簿の謄本又は抄本</u>を提出するとともに、振替口座簿を作成し、これを備えること並びにこの規程及びその他規則で定める事項を遵守する旨を契約の内容として記載した書面を承認申請書に添付しなければならない。</p> <p>3～6 （略）</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。</p>	

短期社債等に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>(同意書)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) <u>登記事項証明書</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成17年3月7日から施行する。</p>	<p>(同意書)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) <u>登記簿の謄本又は抄本</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

商業登記法の一部改正新旧対照表（抄）

新	旧
<p><u>（登記事項証明書の交付等）</u>  <u>第 10 条 何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。</u>  <u>2・3 （略）</u></p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）            第 1 条 この法律は、新不動産登記法の施行の日（平成 17 年 3 月 7 日）から施行する。（後略）</p>	<p><u>（謄抄本の交付等）</u>  <u>第 11 条 何人でも、手数料を納付して、登記簿の謄本又は抄本の交付を請求することができる。登記事項に変更がないこと、ある事項の登記がないこと又は登記簿の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明についても、同様とする。</u>  <u>2 （略）</u></p> <p><u>第 3 章の 2 電子情報処理組織による登記に関する特例</u></p> <p><u>第 113 条の 2・第 113 条の 3 （略）</u></p> <p><u>（登記事項証明書の交付等）</u>  <u>第 113 条の 4 何人でも、手数料を納付して、第 113 条の 2 第 1 項の登記簿に記録されている事項を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求し、又は法務省令で定めるところにより、手数料のほか送付に要する費用を納付して、登記事項証明書の送付を請求することができる。</u>  <u>2～5 （略）</u></p> <p><u>第 113 条の 5～第 113 条の 8 （略）</u></p>

## 商業登記法の改正に伴う業務規程施行規則の一部改正について（案）

## 1．改正趣旨

最近における高度情報化社会の進展にかんがみ、不動産登記についてその正確性を確保しつつ利便性の一層の向上を図るため、電子情報処理組織を使用する方法による申請を可能にし、申請手続に関する規定を見直し、磁気ディスクをもって調製された登記簿に登記を行う制度とする等の必要により、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）が先の通常国会において可決・成立し、平成 17 年 3 月 7 日から施行される。

これに併せて、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 124 号）も施行され、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）の一部改正において、「登記簿の謄本（又は抄本）」が「登記事項証明書」に整理されたことから、業務規程施行規則につき、所要の整備を行うこととする。

## 2．改正概要

商業登記法の改正に伴う整理

当機構の業務規程施行規則において、「会社登記簿の謄本」と規定している文言を、「会社の登記事項証明書」と改正することとする。

（備考）

業務規程  
施行規則  
第 8 条・  
第 10 条

## 3．施行日

平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

以 上

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>（参加者口座開設申請の手続）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の参加者口座開設承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）<u>会社の登記事項証明書</u></p> <p>（5）・（6）（略）</p> <p>（届出事項）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第11号から第13号までに掲げる事項の届出については、前項に規定する届出書に当該各号に規定する変更事由に係る<u>会社の登記事項証明書</u>を添付するものとする。</p> <p>4（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成17年3月7日から施行する。</p>	<p>（参加者口座開設申請の手続）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の参加者口座開設承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）<u>会社登記簿の謄本</u></p> <p>（5）・（6）（略）</p> <p>（届出事項）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第11号から第13号までに掲げる事項の届出については、前項に規定する届出書に当該各号に規定する変更事由に係る<u>会社登記簿の謄本</u>を添付するものとする。</p> <p>4（略）</p>